

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東松島市長 渥美 巖

市町村名 (市町村コード)	東松島市 04214	
地域名 (地域内農業集落名)	高松・新田・西福田地区 (高松、新田、西福田下、西福田上、肘曲)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月16日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、後継者がいない担い手の割合が増加し、認定農業者数の急速な減少が見られる。基盤整備事業を推進しながら、地域の離農者の受け皿となる担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備事業による基盤整備を契機として、水稻、高収益作物などの取り組みによる効率性と収益性の向上に努め、担い手への集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	約185 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	約184 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市内農業振興地域農用地区域と整合を図りながら、必要な見直しを行っていく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
引き続き農用地利用改善組合での話し合いや、農地利用最適化推進委員等との調整により、地域での合意形成を図り、農地中間管理事業を積極的に活用し、地域の農業を担う者を中心に集積・集約化の推進と団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸し付けについて、所有者の貸付意向時期と、担い手の経営意向を踏まえ、地域での話し合いや農地利用最適化推進委員等との調整を行いながら、段階的に集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和5年度に事業採択された県営ほ場整備事業下福田・新田地区及び令和8年度事業採択を目指す県営ほ場整備事業高松地区の事業推進を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の保全、集積・集約を図るためにも、ほ場整備事業の担い手を中心に多様な経営体を含めた担い手の確保・育成を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による被害が拡大しないよう箱ワナや防止柵などを設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②環境負荷低減を図り、環境保全米などの取組みを段階的に進める。
- ③スマート農業技術や機械等を活用し、農作業の負担軽減や農業コストの省力化、所得向上に向けた取組を推進する。
- ④輸出用米など新規需要米の取り組みについて、段階的に進めていく。
- ⑦地域内外の多様な主体による共同活動を促進し、地域の農業が有する多面的機能の保全を図っていく。
- ⑧農業を担う者等の経営規模などを考慮し、地域営農の継続に必要な農業用機械及び施設の整備・更新について検討を行っていく。
- ⑨地域内で生産された飼料作物を畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥を生産者に供給する仕組みを構築する。